

市	市葬の有無など		条例内の市葬に関する記載内容
札幌市	無し	無し	条例なし。、2012.07.25に電話011-211-2111で問い合わせ条例がないことを確認した。
仙台市	慶弔の際における礼遇	無し	第三条 名誉市民に対しては、次に掲げる待遇を行うことができる。 一 市の主催する重要な式典への招待 二 市の施設の使用に関する特別の待遇 三 慶弔の際における礼遇 四 その他名誉市民にふさわしいと市長が認める待遇
さいたま市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典等への招待 (2) 前号に掲げるもののほか、名誉市民にふさわしいと市長が認める待遇
千葉市	慶弔の際における礼遇	無し	第5条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇及び特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 慶弔の際における礼遇 (3) その他市長が必要と認めた特典
川崎市	ふさわしい礼遇	無し	第4条 名誉市民には、市長の定めるところにより、名誉市民にふさわしい礼遇をすることができる。
横浜市	無し	無し	条例なし。2012.07.25に電話 045-671-2121で問い合わせ条例がないことを確認した。
相模原市	無し	無し	条例なし。2012.07.25に電話042-754-1111で問い合わせ条例がないことを確認した。
新潟市	弔慰	無し	第4条 名誉市民に対し、次の待遇をすることができる。 (1) 市の公の式典の参列 (2) 市の施設の使用に関する使用料、及び手数料の減免 (3) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰
静岡市	弔慰	無し	第5条 名誉市民には、次に掲げる待遇をする。 (1) 市の行う重要な式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める待遇
浜松市	相当の礼をもつてする慶弔	無し	第3条 名誉市民に対しては、名誉市民章を贈呈し、次の待遇をする。 (1) 事績を将来に伝える顕彰 (2) 市の公式典の参列 (3) 相当の礼をもつてする慶弔 (4) その他市長が必要と認めた特典又は待遇
名古屋市	礼遇	無し	第4条 名誉市民に対しては、市長の定めるところにより名誉市民にふさわしい礼遇を与えることができる。
京都市	無し	無し	条例なし。、2012.07.26に電話075-222-3111へ問い合わせ条例がないことを確認した。

市	市葬の有無など		条例内の 市葬に関する記載内容
大阪市	無し	無し	第5条 名誉市民に対する待遇については、市長が定める。 第6条 市長は、市の賓客として来訪した外国人又は市に特に縁故の深い外国人には、特に大阪市名誉市民の称号を贈ることができる。
堺市	無し	無し	第5条 名誉市民には、市長が定めるところにより、相当の礼遇を行なうものとする。 (特別名誉市民) 第6条 市長は、本市の賓客として来訪した外国人又は本市に特に縁故の深い外国人に対しては、堺市特別名誉市民の称号を贈ることができる。 2 堺市特別名誉市民には、特別名誉市民であることを示す証書及び特別名誉市民章を贈るほか、前各条の規定は、適用しない。 (遺族への追贈) 第7条 第2条の規定により名誉市民として選定された者が授章の日までに死亡したときは、第4条の授章は、遺族に贈るものとする。
神戸市	無し	無し	第4条 名誉市民には、市長の定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。
岡山市	相当の礼をもつてする弔慰	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の待遇を与えることができる。 (1) 市の行う式典への招待 (2) 功績顕彰碑の建立 (3) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (4) その他市長が適当又は必要と認める待遇
広島市	無し	無し	第6条 名誉市民に対しては、本市が挙行する式典への参列その他市長が適当又は必要と認める待遇をすることができる。
北九州市	無し	無し	条例なし。、2012.07.26に電話093-582-2132へ問い合わせ条例がないことを確認した。
福岡市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる礼遇をすることができる。 (1) 市の主催する重要な式典及び行事に招待すること。 (2) 市の施設に招待すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、名誉市民としてふさわしい礼遇をすること。
熊本市	無し	無し	第5条 名誉市民に対しては、市長の定めるところにより待遇及び特典を与えることができる。
埼玉県	無し	無し	埼玉県法規集、第1編 総規 第1章 通則 第7節 褒賞「埼玉県表彰規則 平成二十年六月三日 規則第六十四号」の規則があるが、名誉県民条例のような条例はない。「埼玉県表彰規則」などにも公葬に関するの規定はない。 関連規則、規程を以下に示す。 埼玉県表彰規則 埼玉県民栄誉章規則 民生委員及び児童委員功労章授与規程

調査方法

<http://www.metro.tokyo.jp/LINK/link3.htm> (東京都庁のウェブサイト)により検索し、不明な点については電話により直接聞き取りを実施した。

政令指定都市の「名誉市民条例」に市葬に関する記載はなかった。

名誉市民条例が制定されていない市には直接電話し、条例がないことを確認した。

名誉市民条例が制定されていない市において下記の様な条例、規則が定められている例もあるので参考として記載した。

○京都市名誉市民表彰条例

第4条 被表彰者に対しては、本市が行う式典への招待その他市長が必要と認める待遇をすることができる。

第5条 本条例施行に関し必要な事項は別に市長が定める。

第2条 条例第3条第1項に規定する京都市名誉市民章は、別表のとおりとする。

(記念品)

第3条 条例第3条第1項に規定する記念品として、被表彰者に対し、その上半身のカラー写真及びその額を贈呈する。

○北九州市表彰規則

昭和40年10月1日

規則第96号

(趣旨)

第1条 この規則は、市政について特に功労顕著なもの及び市の榮譽を高めたものその他市民の模範となる行為があったものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

(昭45規則4・全改、昭58規則2・平14規則1・一部改正)

(該当)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、北九州市表彰審査委員会(以下「表彰審査委員会」という。)に諮って適当と認めるものを表彰する。

- (1) 本市の公共の福祉の増進に寄与し又は多年市政の進展に貢献し、その功績が特に顕著であり、市民に深く尊敬されるもの
- (2) 広く社会文化の興隆に寄与し、市の榮譽を高め、市民が郷土の誇りとするもの
- (3) 本市の発展に寄与し、又は多年市の社会福祉、教育、文化、消防その他公益に関する事業に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 人命救助、災害防止その他の善行を行ったものでその行為が広く市民の模範として認められるもの
- (5) 本市に対し多額の金品の寄付(負担付寄付その他市長が不適當と認めたものを除く。)をしたもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(昭43規則11・昭43規則13・昭44規則73・昭45規則4・昭58年規則2・平14規則1・一部改正)